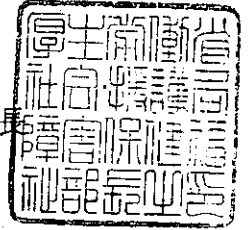


都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



旧措置入所者の支給決定の取扱いについて

標記については、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）及びこれらの関係法令によって規定されているところであるが、旧措置入所者の支給決定の取扱いについて、下記に留意の上、管内市町村等に周知し、円滑な支給決定が行われるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

指定施設とみなされた既存措置委託施設の旧措置入所者については、法施行後1年間は支給決定を受けたものとみなされ、施設訓練等支援費を支給することができる経過措置が設けられている（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律附則第12条及び第18条）。

この旧措置入所者に係る経過措置については、既存の施設が支援費制度へ円滑に対応できるようにするための移行期間を設けること等を趣旨とするものである。しかしながら、一部の地域において、全ての旧措置入所者について、平成14年度中に支給決定を行うことを予定しているところが見られる。

支援費制度への移行に伴い、例えば、重度施設については、利用者の障害程度等により、従前に比べ運営費が減少する場合も想定される。こうした事情を斟酌の上、都道府県におかれては、当該経過措置の運用に当たり、上記の趣旨を踏まえ、施設の運営に配慮して支給決定時期を設定するなど、支援費制度への円滑な移行について十分留意するよう管内市町村に助言・指導されたい。

平成14年11月25日
事務連絡

各 都道府県
指定都市 障害保健福祉担当者 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課支援費制度施行準備室

障害程度区分等の決定について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及びこれらの関係法令によって規定されているところではありますが、障害程度区分等の決定について、下記に留意の上、都道府県におかれましては管内市町村等に周知するとともに、支給決定に向けた市町村に対する助言をお願いします。

記

1 障害程度区分の判断基準について

(1) 障害程度区分の判断基準等の見直し

「支援費支給決定について」(平成14年9月6日付事務連絡)において、障害程度区分に係る選択肢の判断基準及び居宅支援に係る障害の程度による単価の区分の判断基準を示していたところであるが、今般、その一部について別添1のとおり見直しを行ったため、第3四半期からの支給決定に当たってはこれによらねたい。

なお、既に行われた聴き取り調査に基づく障害程度区分の決定は、今般の見直しを踏まえたものとする必要があるが、選択肢の判断基準は、技術的な助言として、各市町村等の判断に資するようお示ししているものであるため、具体的な取扱いは、各市町村等において判断して差し支えない。

(2) 障害程度区分と身体障害者手帳等との関係について

障害程度区分と身体障害者手帳及び療育手帳との関係については、従来から、身体障害者手帳や療育手帳の等級・区分は主に機能障害に係るものであるが、勘案事項の障害の種類及び程度や障害程度区分は、機能障害のみに着目したのではなく、日常生活を営むのに支障をきたしている状況等も加味するものであり、両者は同じものではない旨を示しているところである。

したがって、身体障害者手帳の等級が1級や2級であることや療育手帳のA判定であることをもって障害程度区分Aと判定されるものではない点に十分留意が必要である。

なお、障害程度区分の決定において想定される各施設支援ごとの障害程度区分（A、B、C）の該当者の割合を参考までにお示しすると、全体としてみれば、別添2のとおりである。

2 障害の状況が同様な障害者の障害程度区分について

障害程度区分の決定については、従来から、障害の状況が同様である障害者に係る障害程度区分の結果が、決定を行う市町村により著しく異なるようなことがないよう、研修、市町村からの疑義照会への対応等を通じて市町村に対する指導を行うことが期待される旨を示しているところである。選択肢の判断基準は技術的な助言として、各市町村等の判断に資するようお示ししていたものであるが、疑義照会が多いなど一定の考え方を示すべきであると考えられるものについてはQ&Aの作成も検討しているところであるため、これも参考にしながら、引き続き、障害の状況が同様である障害者に係る障害程度区分の結果が、決定を行う市町村により著しく異なることがないよう指導等に取り組まれない。

障害程度区分の判断基準等の見直しについて

1. 障害程度区分のチェック項目に係る選択肢の判断基準の見直し

見直しの主なものを整理すると、以下のとおりである（見直し後の判断基準は別紙1参照）。

- (1) 具体的な対象例について内部障害等を必要に応じ追加するとともに、具体的な対象例の記述は例示であることを明示。

この結果、「全面的な支援が必要」等の（ア）の選択肢（＝2点）又は「部分的な支援が必要」等の（イ）の選択肢（＝1点）に該当するものの、具体的な対象例に挙げられていなかった内部障害等の障害等を有する者については、0点ではなく、それぞれ2点又は1点に該当することとなる。

- (2) 整容や入浴等に関連する項目について、一連の整容や入浴等の行為全てに支援を必要とする場合に限っている趣旨ではないことを明示するため、「一連の」を削除。

この結果、例えば、項目「洗面、歯磨き等の整容に関する支援」の場合、洗面、歯磨き等の整容に関する行為の一部については、（ア）の選択肢又は（イ）の選択肢に該当するものの、整容に関する行為の一部は自分で行うことができるため、当該行為の全てについて支援が必要とは言えない者は、0点ではなく、それぞれ2点又は1点に該当することとなる。

- (3) 知的障害等のために一定の行為が「習得されておらず」支援が必要との記述について、習得していても他の理由により支援が必要となる者もいるため、「習得されていない等のため」に修正。

この結果、一定の行為について習得はしているものの、例えば、行動障害が起こった場合、（ア）の選択肢又は（イ）の選択肢に該当する者は、0点ではなく、それぞれ2点又は1点に該当することとなる。

- (4) 「全介助」、「全面的な支援」との記述について、当該状態に準ずる状態も含むことを明示するため、「ほぼ全介助」、「ほぼ全面的な支援」に修正。

この結果、例えば、全介助に近い状態であるものの、一人では動作の遂行が全くできないとは言えない者は、1点ではなく、2点に該当することとなる。

- (5) 「常に」支援が必要との記述について、当該状態に準ずる状態も含むことを明示するため、「ほぼ毎回」又は「日常的に」支援が必要に修正。

この結果、例えば、支援の対象となった場面になったときにほぼ毎回支援を要するものの、いつも必ずというわけではなく、ときによって支援が必要ない

者は、1点ではなく、2点に該当することとなる。

(6)「毎日」支援が必要との記述について、当該状態に準ずる状態も含むことを明示するため、「週のうち半分以上の日数について」支援が必要に修正。

この結果、週のうち半分以上の日数について支援が必要であるものの、毎日支援が必要とは言えない者は、1点ではなく、2点に該当することとなる。

※ 上記のほか、誤字・脱字等の修正を行っている。

2. 知的障害者地域生活援助に係る単価区分の判断基準の見直し

知的障害者地域生活援助に係る障害の程度による単価の区分の判断基準について、現行の重度加算の基準からの円滑な移行を図る等のため、見直しを行った（見直し後の判断基準は別紙2参照）。